

国民健康保険運営協議会
令和5年2月16日
議題 (2)

令和5年 第1回
大牟田市国民健康保険運営協議会会議資料

(2) 令和5年度大牟田市国民健康保険特別会計当初予算(案)について

大牟田市市民部保険年金課

= 目次 =

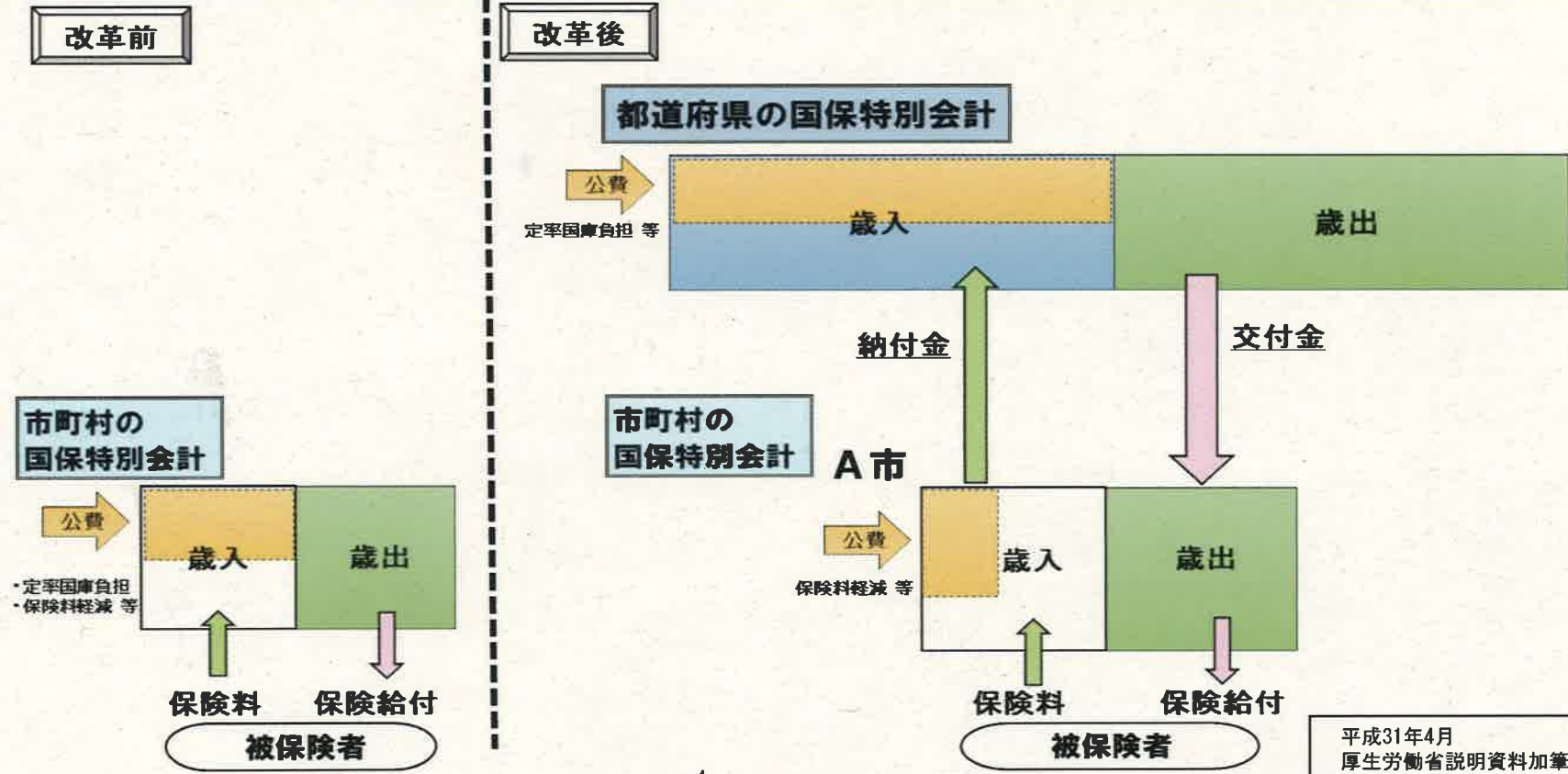
1. 令和5年度国民健康保険事業費納付金について … 1
2. 令和5年度国民健康保険特別会計当初予算（案）について… 5

1. 令和5年度国民健康保険事業費納付金について

(1) 国保制度改革（平成30年度実施）

改革後の国保財政の仕組み

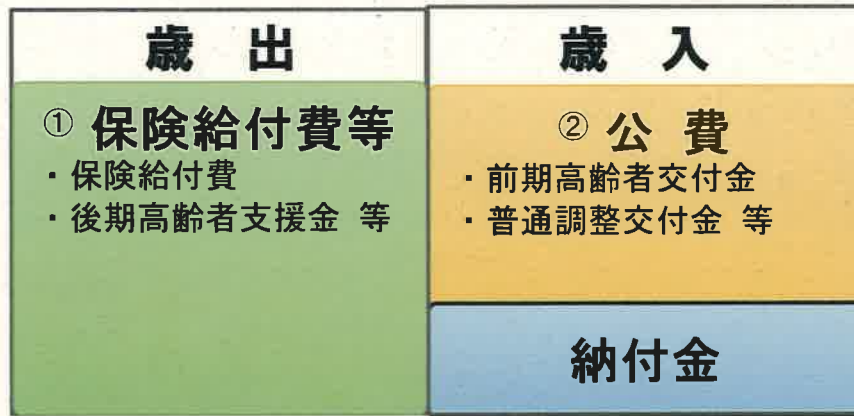
- 都道府県が財政運営の責任主体となり、市町村ごとの国保事業費納付金の額の決定や、保険給付に必要な費用を、全額、市町村に対して支払う（保険給付費等交付金の交付）ことにより、国保財政の「入り」と「出」を管理する。
※納付金の額は、市町村ごとの医療費水準と所得水準を考慮
- 市町村は、都道府県が市町村ごとに決定した納付金に見合った保険料を設定、徴収して都道府県に納付する。



平成31年4月
厚生労働省説明資料加筆

(2) 納付金制度について

平成30年度の国保制度改革に伴い導入された「国民健康保険事業費納付金（以下、「納付金」という。）」は、県全体の保険給付費等について、国・県費等の公費で賄われない部分を県内全市町村で分かち合う制度。



納付金＝

- ① 保険給付費等（保険給付費や後期高齢者支援金など）－
- ② 公費（前期高齢者交付金や普通調整交付金など）



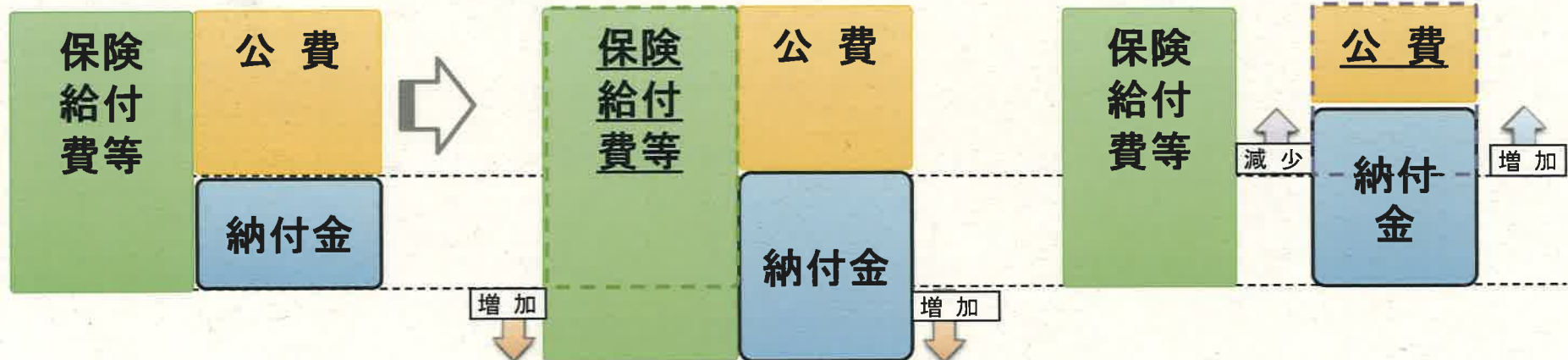
市町村ごとの納付金額は、各市町村の被保険者数や所得水準、医療費水準に応じて決定

○ 納付金の増減要因

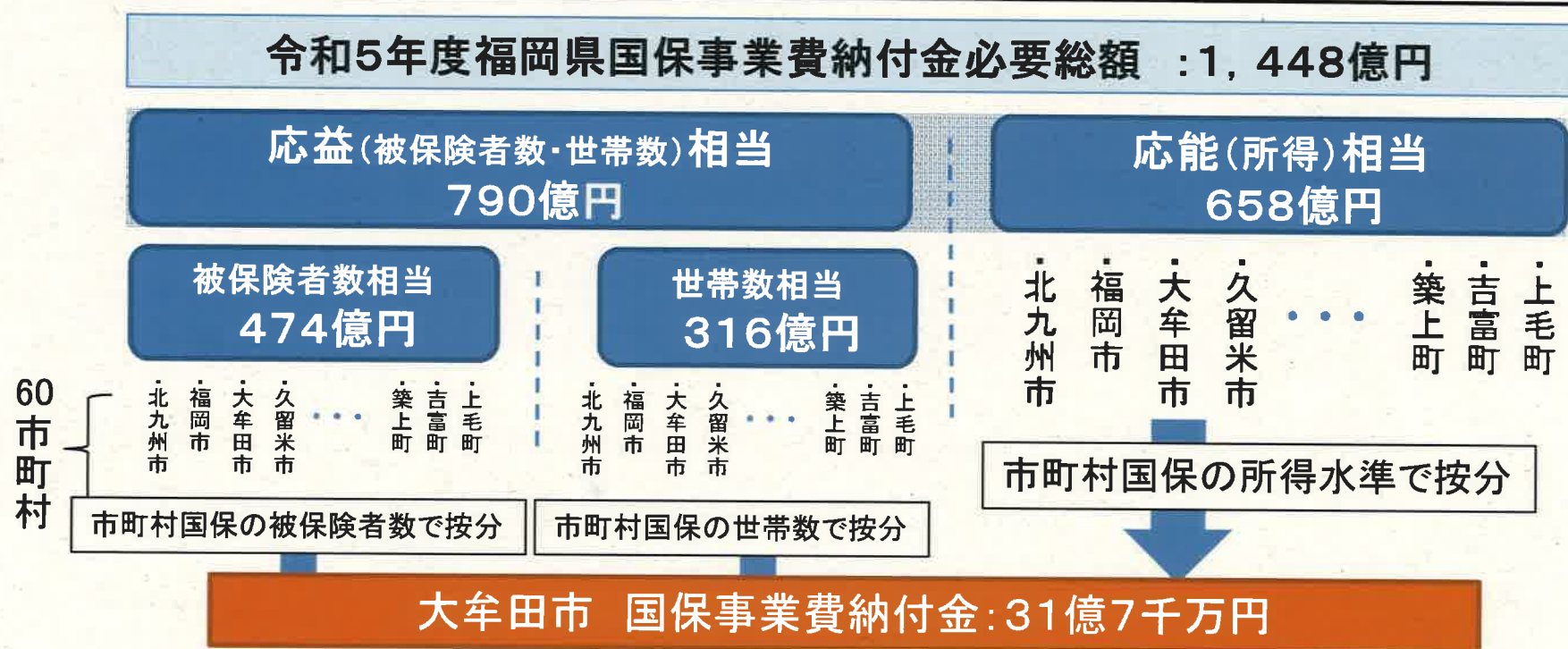
歳出である保険給付費等及び歳入にあたる前期高齢者交付金等の公費の変動により、納付金額が変動する。

《保険給付費等が増加した場合のイメージ》

《公費が減少した場合のイメージ》



(3) 令和5年度福岡県国保事業費納付金について



※令和5年度の福岡県国保事業費納付金については、

・歳出において、5年度の保険給付費が4年度と同様に高い状況が継続すること等を想定し、県が市町村へ支払う保険給付費等交付金の財源不足が生じないよう考慮されている。

また、後期高齢者の医療費を現役世代が支えている後期高齢者支援金は、団塊の世代が後期高齢者(75歳以上)となることにより、後期高齢者の被保険者数の増とともに医療給付費が増加することが想定され、県が社会保険診療報酬支払基金へ支払う支援金の額が4年度より増となっている。

このような状況により福岡県の納付金必要総額は4年度の1,419億円より29億円増となっており、団塊の世代が後期高齢者医療制度へ移行することで国民健康保険の被保険者数は減少するものの、県全体の一人あたりの事業費納付金(激変緩和後)は、4年度137,302円(28年度比 107.0%)から、5年度144,000円(28年度比 112.2%)と増となっている。

※大牟田市の一人あたりの事業費納付金についても、4年度の129,254円(28年度比 103.9%)から、5年度137,300円(28年度比 110.3%)となっている。

<令和5年度 市町村別1人当たり納付金額の本算定結果>
 【一定割合(121.8%)=自然増(117.0%)+ δ (4.8%)】

番号	市町村名	激変緩和対象	一般被保険者数		H28納付金相当額 A (円)	R5納付金額(推計) (激変緩和前) B (円)	B/A (%)	激変緩和対象	R5納付金額(推計) (激変緩和後) C (円)	激変緩和措置後 G/A(%)
			H28	R5(推計)						
県計		7	1182403	1,000,494	128392	144110	112.2	7	144000	112.2
1										121.8
2										121.8
3										121.8
4										121.8
5										121.8
6										121.8
7										121.8
8										120.7
9										119.8
10										119.3
11										119.2
12										118.9
13										118.8
14										118.7
15										117.6
16										117.2
17										117.1
18										116.6
19										116.6
20										116.1
21										116
22										116
23										115.4
24										115.3
25										114.7
26										114.7
27										114.4
28										114.3
29										114.2
30										113.9
31										113.8
32										113
33										112.8
34										112.6
35										112.3
36										112.2
37										111.4
38										111.2
39										111.2
40										111
41										110.8
42										110.7
43										110.5
44										110.4
45	大牟田市		28599	23071	124506	137300	110.3		137300	110.3
46										109.9
47										109.2
48										109.1
49										107.7
50										107.6
51										105.7
52										105.5
53										104.7
54										103.2
55										102.4
56										101.3
57										99.8
58										99.5
59										97.5
60										94.8

省 略



省 略

2. 令和5年度国民健康保険特別会計当初予算（案）について

(1) 令和4年度決算見込 <予算現額（12月補正後）>

歳入

		(単位：千円)		
区分	予算現額 (A)	決算見込 (B)	予算 - 決見 (A-B)	
保険税	現年度分	1,736,892	1,870,653	△ 133,761
	滞納繰越分	94,138	84,808	9,330
	計	1,831,030	1,955,461	△ 124,431
国庫支出金	0	139	△ 139	
県支出金	普通交付金	10,738,840	10,345,030	393,810
	特別交付金	328,435	450,308	△ 121,873
	国保事業費補助金	5,331	5,331	0
	計	11,072,606	10,800,669	271,937
一般会計繰入金	1,264,973	1,249,222	15,751	
その他	48,413	48,362	51	
繰越金	707,493	707,493	0	
合計	14,924,515	14,761,346	163,169	

歳出

		(単位：千円)		
区分	予算現額 (A)	決算見込 (B)	予算 - 決見 (A-B)	
総務費	175,555	172,905	2,650	
保険給付費	療養給付費等	10,775,440	10,381,816	393,624
	その他 (出産・葬祭費・傷病手当等)	69,985	72,985	△ 3,000
	計	10,845,425	10,454,801	390,624
事業費納付金	医療納付金分	2,302,198	2,311,001	△ 8,803
	後期高齢者支援金等分	615,368	615,368	0
	介護納付金分	203,613	203,613	0
	計	3,121,179	3,129,982	△ 8,803
保健事業費	157,512	155,983	1,529	
その他(返還金等)	17,350	231,406	△ 214,056	
予備費	607,494	0	607,494	
合計	14,924,515	14,145,077	779,438	

令和4年度の実質収支見込み（歳入-歳出）

14,761,346千円 - 14,145,077千円 = 616,269千円

○実質収支の見込みが黒字（約6億円）となる主な要因

- ・被保険者の営業所得の増加などにより、保険税が約1億2千万円増加見込み。
- ・3年度から、約7億円の繰越しを行った。

○決算剰余金の取扱い

- ・5年度へ繰り越しを行い、事業費納付金の増加等による保険税率の上昇を抑える。

(2) 令和5年度当初予算(案)

歳入

(単位：千円)

区分	4年度 当初予算	5年度 当初予算(案)	増減	備考	
保険税	現年度分	1,736,892	1,716,949	△ 19,943	・被保険者数の減少の影響等により減
	滞納繰越分	94,138	83,974	△ 10,164	
	計	1,831,030	1,800,923	△ 30,107	
国庫支出金	0	150	150	・マイナンバーカード保険証利用の登録促進経費に対する補助金	
県支出金	普通交付金	10,738,840	10,666,911	△ 71,929	・歳出の保険給付(療養給付費等)に対する交付金
	特別交付金	328,435	383,683	55,248	・精神疾患が多い事など特別な事情による財政負担や医療費適正化の取組に対する交付金
	国保事業費補助金	5,331	7,352	2,021	・健康増進事業に対する補助金
	計	11,072,606	11,057,946	△ 14,660	
一般会計繰入金	1,283,304	1,204,240	△ 79,064	・職員給与費や事務費、保険税軽減に係る基盤安定繰入金等の一般会計からの繰入金	
その他	48,413	48,465	52		
繰越金	100,000	200,000	100,000	・4年度からの繰越金(決算が確定していないため200,000千円とする)	
合計	14,335,353	14,311,724	△ 23,629		

歳出

(単位：千円)

区分	4年度 当初予算	5年度 当初予算(案)	増減	備考	
総務費	194,574	183,893	△ 10,681	・職員給与費、事務費、医療費適正化対策費等	
保険給付費	療養給付費等	10,775,440	10,703,511	△ 71,929	・4年度の見込から一定の伸びを見込む
	その他 (出産・葬祭費等)	69,985	73,738	3,753	一人あたり療養給付費 (70歳未満) R4 決見 296,508円 R5 当初 305,403円 (70歳以上) R4 決見 528,780円 R5 当初 565,795円
	計	10,845,425	10,777,249	△ 68,176	
事業費納付金	医療納付金分	2,302,198	2,296,518	△ 5,680	・県内市町村の医療費水準や所得水準に応じて、県が算定した額
	後期高齢者 支援金等分	615,368	664,980	49,612	・被保険者数は減となるが、一人あたりの納付金額は増となっている
	介護納付金分	203,613	206,714	3,101	一人あたり納付金額 ()はH28年度比 R4 129,254円 (103.9%) R5 137,300円 (110.3%)
計	3,121,179	3,168,212	47,033		
保健事業費	156,824	165,019	8,195	・特定健診・特定保健指導費、歯科検診費等	
その他	17,351	17,351	0		
合計	14,335,353	14,311,724	△ 23,629		

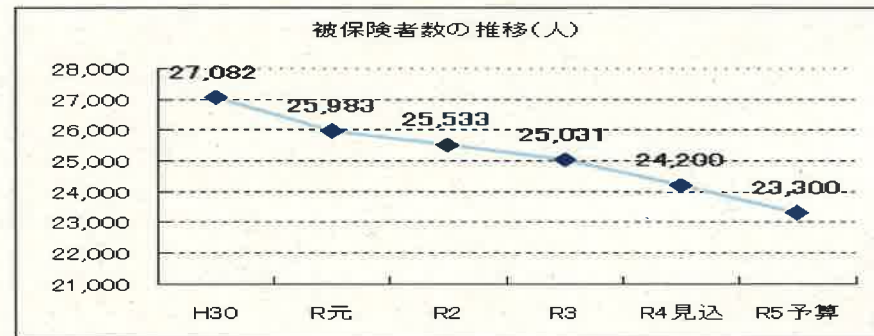
令和5年度予算額 143億円

(3) 4年度と5年度当初予算(案)の比較 (6ページの主な増減理由)

【被保険者数】

○人口の減少や団塊の世代が後期高齢者医療へ移行することなどにより減となる。

4年度見込 24,200人
5年度予算 23,300人 (△900人)



【歳出の主な増減理由】

○保険給付費は、一人あたりの給付費の伸びが見込まれるが、被保険者数が減少することから総額では減となる。(保険給付費は普通交付金として県から交付される)

○事業費納付金は、被保険者の減少はあるものの、保険給付費の伸びや後期高齢者支援金の増加などにより、一人あたりの事業費納付金の額が増加しており、納付金総額も増となっている。

一人あたり事業費納付金	大牟田市	県平均(激変緩和後)
4年度	129,254円	137,302円
5年度	137,300円	144,000円

【歳入の主な増減理由】

○保険税は、被保険者の減の影響等により減を見込む。

○県支出金のうち、普通交付金は歳出の保険給付費の減により減となる。

○繰越金は、4年度の決算見込の黒字のうち2億円を計上。

(4) 令和5年度当初予算(案)について(まとめ)

●5年度の保険税については、被保険者の減等により、現行(4年度)の保険税率を適用すると減となる見込みである。

しかしながら、4年度からの繰越金が生じる見込であり、この繰越金を活用することにより、5年度の本市の保険税率は据え置きとする。

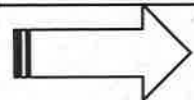
●保健事業については、これまでと同様に、特定健診・保健指導、20代30代健診、人間ドック、歯周病検診等に取り組んでいくこととし、併せて、ジェネリック医薬品の活用などによる医療費適正化を推進する。

●5年1月末において、4年度決算は約6億円の黒字を見込んでいるが、額については年度末まで未確定のため、5年度当初予算では2億円のみ計上し、予算編成を行う。

4年度決算において、2億円を超える繰越金が生じた場合は、5年度以降不足額が生じた場合の財源として活用したい。

※令和5年度税制改正による見直し予定

- ・保険税の課税限度額の引き上げにより、現行の102万円から104万円となる。
(後期支援金分が2万円引き上げ)
- ・保険税2割・5割の軽減判定所得の見直し。



5年度の当初予算は、税率は据え置き予算編成を行う。

※参考 大牟田市現行保険税率及び課税限度額

	所得割	均等割	平等割	課税限度額
基礎課税分	9.30%	19,900円	22,400円	650,000円
後期高齢者支援金分	2.95%	6,200円	7,000円	<u>200,000円</u>
介護納付金分	3.15%	14,200円	—	170,000円